

## 議案第 7 号

### 名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱（平成13年教育委員会告示第19号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月 2日提出

名張市教育委員会  
教育長 西 山 嘉 一

## 名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

### 1. 改正理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

法律の改正に伴い規定を整理する。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱（平成13年教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「利用手続き」を「利用手続」に改め、同条第2項中「インターネット利用に関する校内運用基準」を「運用基準」に改める。

第8条の見出し中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条中「名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）及び名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号）」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

名張市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>(インターネットの<u>利用手続</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 校長は、毎年4月15日までに<u>運用基準及びインターネット取扱責任者の氏名を名張市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>(受信した個人情報の<u>取扱い</u>)</p> <p>第8条 インターネットを利用して受信した個人情報については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号）</u>の定めるところにより取り扱うものとする。</p>	<p>(インターネットの<u>利用手続き</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 校長は、毎年4月15日までに<u>インターネット利用に関する校内運用基準及びインターネット取扱責任者の氏名を名張市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。</p> <p>(受信した個人情報の<u>取り扱い</u>)</p> <p>第8条 インターネットを利用して受信した個人情報については、<u>名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）及び名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）</u>の定めるところにより取り扱うものとする。</p>